

令和5年度 生徒指導に関する事項

1. 生徒指導の目標

- (1) 全職員の共通理解の基に保護者とも連携を密にし、ホームルームクラス担任(以下 **HR** 担任)を中心として、生徒各自が諸活動に積極的に参加し、有意義な高校生活を過ごせるようにする。
- (2) 生徒指導を通じて規律ある社会性、自立性、創造性を確立させ、心豊かな宜野湾高校生として自覚を促す。

2. 生徒指導の活動

- (1) 本校の教育目標及び教育方針を実現するため、全職員が足並みを揃えて指導にあたる。
- (2) その場での指導を徹底する。
- (3) 各 **HR** 担任、各学年、各部、**PTA**、地域社会、関係機関等との連携を密にして生徒指導にあたり、本校教育の充実を図る。
- (4) 指導の種類
 - ①問題行動指導
 - i. 不良行為及び学校の秩序を乱す行為に対する指導(段階指導)
 - ii. 審議対象指導
 - iii. 深夜徘徊指導
 - ②生活習慣指導
 - i. 勤怠指導
 - ii. 身なり指導
 - iii. 携帯電話及び音楽プレーヤー指導
- (5) 具体的な指導方法
 - ①カード指導
8:25 までに登校し、出席及び1日の確認をする。その後、授業を受けながら「教科担任点検」で毎時間評価をもらう。放課後は生徒指導部により指導を受ける。
 - ②日誌指導
8:25 までに登校し、出席及び1日の確認をする。その後、授業を受けながら「教科担任点検」で毎時間評価をもらう。そして、反省文を記入し、放課後は生徒指導部により指導を受ける。
 - ③特別指導
言い渡しを行い、8:25 までに登校し、出席及び1日の確認をする。その後、授業を受けながら「教科担任点検」で毎時間評価をもらう。そして、反省文を記入し、放課後は生徒指導部により指導を受ける。
 - ④停学指導
言い渡しを行い、自宅で課題を行う。ただし、1日目は教科担任から課題を配布してもらうので、登校し、最終日は課題の確認で登校する。
 - ⑤保護者による日誌指導
「深夜徘徊指導」2回目の指導で、保護者で日誌指導をしてもらう。
- (6) 言い渡しについて
 - ①「特別指導及び停学指導」に関しては、保護者の出席を求め、本人・保護者・**HR** 担任・生徒指導部同席の上、管理者が指導内容の言い渡しを行う。

3. 問題行動指導

「不良行為及び学校の秩序を乱す行為に対する指導（段階指導）」、
「審議対象指導」、「深夜徘徊指導」

- (1) 不良行為及び学校の秩序を乱す行為に対する指導（段階指導）について
※問題行動の内容（内容については資料参照）によって、1段階～9段階の指導を行う。
 - ①1段階～2段階：特別指導5日間（言い渡し+5日間日誌指導+放課後課題）
 - ②3段階～4段階：停学5日間・特別指導5日間
（言い渡し+5日間自宅謹慎+5日間特別指導）
 - ③5段階～6段階：停学5日間・特別指導10日間
（言い渡し+5日間自宅謹慎+10日間特別指導）
 - ④7段階：停学10日間・特別指導10日間
（言い渡し+10日間自宅謹慎+10日間特別指導）
 - ⑤8段階：無期停学
 - ⑥9段階：退学勧告を考慮に入れた審議
- (2) 審議対象指導について
問題行動が悪質な場合は、「不良行為・学校の秩序を乱す行為に対する指導（段階指導）」の段階をあてはめずに指導を行う。その際は生徒指導委員会で検討し職員会議で審議の上、指導内容を決定するものとする。
- (3) 深夜徘徊指導について
 - ①初 回：嚴重注意
（本人・保護者・HR担任・生徒指導部同席の上、管理者による嚴重注意）
 - ②2 回 目：保護者による5日間の日誌指導（保護者指導用の日誌で指導）
 - ③3 回 目：特別指導5日間
 - ④4 回 目：特別指導6日間
 - ⑤5 回 目：特別指導7日間
 - ⑥6回目以上：審議対象指導へ※「深夜徘徊」とは22:00～翌日の4:00の間に、自宅から外出するもの。

4. 交通安全指導について

- (1) 通学とは、平常の登校時、学校管理下の行事、部活動、諸活動に参加する場合全般を含む。
- (2) 制服着用で運転をすることは車輛通学とみなし指導の対象となるので禁止する。
- (3) 送迎の際は、責任能力のある保護者及び親族に限る。（友人等の送迎は禁止）
- (4) 車輛通学について
 - ①車輛運転通学者は、「段階指導」を行う。同乗者も同一の扱いとする。
 - ②無免許、スピード違反、酒気運転（交通三悪）の生徒も「段階指導」を行う。
 - ③免許取得は保護者の同意を得て、取得前に学校に届け出る。取得は長期休暇中を原則とする。
 - ④車輛の所有及びその使用については、保護者の権利責任を徹底させる。届け出なく免許取得が行われた場合は指導の対象とする。
- (5) 自転車通学について
 - ①自転車通学をするものに関しては、生徒指導部に届出後、ステッカーを購入し、自転車通学登録を行う。届出を行わないものは指導の対象とする。

5. 校外外出について

- (1) 登校以降の校外外出は届出を要する。できる限り弁当持参が望ましい。
- (2) 私的買い物は強く禁止する。無断外出は即、生徒指導部による「日誌指導 3 日間」の対象となる。

6. アルバイト、旅行、集会等について

- (1) 所定の届出用紙に必要事項を記入し、アルバイトに関しては生徒指導部へ届ける。
- (2) 届出書には、必ず保護者の承諾書を添付する。
- (3) ただし、高校生としてふさわしくないアルバイト（お酒類の販売が行われている）や **22:00** 以降のアルバイトは認めない。アルバイトをしていることが発覚した場合は、指導を行い、即刻そのアルバイトを辞めてもらう。

7. 生活習慣指導（勤怠指導・身なり指導・携帯電話及び音楽プレーヤー指導）

(1) 勤怠指導

①遅刻指導について

毎朝 **8 時 50 分** に遅刻指導担当職員が事務室玄関前で遅刻指導を行い、「入出許可証」を発行する。**HR** 担任や教科担任は「入室許可証」を持っているか確認し、持っていない生徒は取りに行かせる。

※授業が始まってから登校する生徒は、職員室で入室許可証を受け取り授業に参加する。

- i. **1 学期間に遅刻 3 回以上～ 5 回未満**……………保護者連絡
- ii. **1 学期間に遅刻 5 回以上～10 回未満**……………学年会による指導
- iii. **1 学期間に遅刻 10 回以上** ……………生徒指導部による「勤怠カード」指導

②欠課指導について

欠課をする生徒は欠課届を **HR** 担任、教科担任等に届け出て許可を受ける。登校後どうしても早退する場合は、**HR** 担任や養護教諭等の許可を受ける。その際、「外出届」か「早退届」を発行してもらう。

- i. **1 学期間に届出が無い欠課 3 回以上～ 5 回未満**……………保護者連絡
- ii. **1 学期間に届出が無い欠課 5 回以上～10 回未満**……………学年会による指導
- iii. **1 学期間に届出が無い欠課 10 回以上** ……………生徒指導部による「勤怠カード」指導

③欠席指導について

- i. **1 学期間に届出が無い欠席 3 回以上～ 5 回未満**……………保護者連絡
- ii. **1 学期間に届出が無い欠席 5 回以上～10 回未満**……………学年会による指導
- iii. **1 学期間に届出が無い欠席 10 回以上** ……………生徒指導部による「勤怠カード」指導

※改善されない場合、生徒指導部・保護者・**HR** 担任・生徒による面談を行う。

※欠席及び忌引の際は、保護者を通じて **HR** 担任に届出る。生徒本人からの連絡は受け付けない。

(2) 身なり指導（制服、染髪、各種パーマ、容姿等の指導）

①制服について

ア. 夏季（5 月頃～11 月頃）指定のシャツ、ネクタイ、ズボン、スカートとする。指定シャツの裾はズボン、スカートの中に入れて着用する。

イ. 冬季（12 月頃～4 月頃）指定のブレザー、シャツ、ネクタイ、ズボン、スカートとする。シャツの裾はズボン、スカートの中に入れて着用する。

※ 注意

- i. 改造された制服は一切認めない。
（もし制服を改造して元に戻せない場合は、再度購入してもらう）
- ii. だらしない乱れた服装についても、厳しく指導する。

- iii. 指定以外のジャージやベスト、カーディガン等は一切禁止する。
- iv. 着用や持込をした場合は当日放課後まで一時預かる。2回目は保護者返却。3回目カード指導。4回目は3日間の日誌指導とする。
- v. 注意を受けて預けない場合等指導に応じない場合は「指導拒否」として指導を行う。
- vi. 制服は登下校時も正しく着用する。そのため、制服の校内放置を禁ずる。
- vii. アクセサリー類（マニキュア、つけまつげ、アイシャドウ、マスカラ、ピアス、イヤリング、ペンダント、ネックレス、ブレスレット、口紅指輪等）の着用は認めない。
身なり指導（制服、染髪、各種パーマ、容姿等の指導）

②頭髪について

各種パーマ、染髪、脱色、変形髪、変色は、これを禁止する。パーマ、染髪については、理容店等で直し、証明書を発行してもらう。

※以上「(2) 身なり指導」について、指導に応じない場合は再登校指導・身なりカード・日誌指導・保護者面談、特別指導と段階的に指導を厳しくして対応する。

(3) 携帯電話及び音楽プレーヤー指導について

登校時（正門）から帰りの **SHR** が終わるまでの時間で使用したものについて指導を行う。

- ① 回 目：保護者連絡+**HR** 担任から本人へ返却。
- ② 回 目：**HR** 担任から本人へ返却+カード指導**3** 日間
- ③ 回 目：**HR** 担任から本人へ返却+日誌指導**3** 日間
- ④**3** 回目以上：改善なしとして「段階指導」へ

※ 注意

- i. 携帯電話は登校時（正門）から電源を切り帰りの **SHR** まで使用禁止。当然、充電厳禁。
- ii. 音楽プレーヤーについても、携帯電話と同様の扱いとする。
- iii. その他の授業に関わらない物の持ち込み（トランプ、マンガ、ゲーム、化粧品など）は指導対象とする。

8. 部活動について

- (1) 平日の部活動の練習時間は原則として、**19:15** までとし、下校時間は **19:30** とする。但し、顧問の責任の下、必要な手続きを経て、下校時間を **20:30** まで延長することができる。延長できるのは体育館・武道場・グラウンドに 割りあてられていない部に限る。
- (2) 部活動の練習は定期考査 **1** 週間及び試験期間中は原則として認めない。但し、定期試験後、原則として2週間以内に大会がある場合は、必要な手続きを経て2時間以内で部活動を実施することができる。